

## 別表六（九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の4第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は令和8年改正前の措置法（以下1において「令和8年旧措置法」といいます。）第42条の4第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該法人が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、同号イの他の通算法人が同項第2号に規定する他の事業年度において同条第1項又は令和8年旧措置法第42条の4第1項の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 2 「特定税額控除規定の適用可否」の欄は、当該事業年度（通算子法人である措置法第42条の4第8項第3号の通算法人にあつては、当該事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度）が令和11年4月1日以後に開始する事業年度である場合又は当該法人が次に掲げる法人のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定める場合に「可」と記載します。
  - (1) (2)に掲げる法人以外の法人 別表六(七)「6」、「7」、「13」、「14」若しくは「18」の要件のいずれかに該当する場合又は措置法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者（同項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者）に該当するものを除きます。）若しくは同項第9号に規定する農業協同組合等に該当する場合
  - (2) 措置法第42条の4第8項第3号の通算法人 別表六(八)「4」、「8」若しくは「13」の要件のいずれかに該当する場合又は次に掲げる法人に該当する場合
    - イ 措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者
    - ロ 措置法第42条の4第4項に規定する農業協同組合等
    - ハ 通算子法人に係る通算親法人がロに掲げる法人である場合の当該通算子法人
- 3 「(4)のうち国外委託試験研究に係る試験研究費の額5」の欄の内書には、同欄に記載する金額のうち「(1)のうち一般試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額3」に係る金額を記載します。
- 4 「控除対象試験研究費の額6」の欄は、当該事業年度（通算子法人である措置法第42条の4第8項第3号の通算法人にあつては、当該事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度。以下4において同じです。）が令和8年4月1日以前に開始した事業年度である場合には「又は $(5) \times \frac{50, 60 \text{又は} 70}{100} + (4) - (5)$ 」を消し、当該事業年度が同日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合には「(4)又は」及び「50, 60又は」を消し、当該事業年度が同年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合には「(4)又は」、「50,」及び「又は70」を消し、当該事業年度が同年4月1日以後に開始する各事業年度である場合には「(4)又は」及び「, 60又は70」を消します。また、同欄の内書には、同欄に記載する金額のうち「(1)のうち一般試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額3」に係る金額を記載します。
- 5 「税額控除割合21」の欄は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する各事業年度にあつては「0.1又は」を消し、同年4月1日以後に開始する各事業年度にあつては「又は0.14」を消します。
- 6 「(9)>4%の場合25」、「(9)<マイナス4%の場合(11)>10%の場合を除く。」26、「(9)>7%の場合かつ令和11年3月31日以前に開始する事業年度の場合28」及び「(9)<マイナス1%かつ令和11年3月31日以前に開始する事業年度の場合(11)>10%の場合を除く。」29の各欄は、当該事業年度が措置法第42条の4第19項第4号に規定する設立事業年度である場合

又は「比較試験研究費の額7」の金額が0である場合には、記載しません。

7 「当期税額基準額27」及び「当期税額基準額30」の各欄は、当該事業年度が措置法第42条の4第3項第1号イからハまでに掲げる要件を満たす事業年度である場合には、「0.25」とあるのは、「0.4」として

記載します。

8 「当期税額控除可能額31」の欄は、当該法人が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には「(22)と(27)又は(30)のうち少ない金額)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表六(九)付表「34」、「37」又は「39」)」を消します。